

## 答申第3号

### 第1 審査会の結論

異議申立人の異議の申立てを棄却するのが妥当であると判断します。

ただし、草加市長が、各実施機関に対して、個人情報保護の重要性と適正な公文書の取り扱いに関する研修をすみやかに実施するよう勧告します。

### 第2 異議申立ての経緯

1 平成15年3月20日、異議申立人が、次の内容について草加市個人情報保護条例（以下「本件条例」といいます。）第17条第1項の規定により、個人情報の開示を請求しました。

① 平成13年3月から7月ごろに、谷塚駅前「〇〇〇〇店」において、異議申立人が児童・生徒らからいじめられたことを知った〇〇小学校及び〇〇中学校、草加市教育委員会が行った行為に関する一切の文書

② 異議申立人の件で、平成12年4月から10月ごろに、埼玉県教育委員会の〇〇〇〇から聞き取った一切の内容（平成12年9月に、当時の指導課課長補佐〇〇〇〇が、異議申立人の両親及び弁護士に対しその内容を説明した際に手許にあった調査記録）

③ 平成11年度・12年度に〇〇小学校教諭〇〇〇〇その他が、同小児童から聞き取り調査した内容を示す一切の文書（平成15年3月19日（水）に異議申立人の母が〇〇小学校において教務主任と面談（以下「本件面談」といいます。）し、聞き取りが行われたことを確認した際、同教諭の手許にあった調査記録）

2 平成15年4月3日、実施機関は、異議申立人に対し、①及び②について不存在であるとして、草加市情報公開条例第11条第3項の規定により、公開をしないことを決定し通知しました。また、同日、実施機関は、異議申立人に対し、③については本件条例第21条第1項の規定により、写しの交付の方法による開示を決定し通知しました。写しの交付の方法によって開示された文書（以下「本件開示文書」といいます。）は10枚です。

3 平成15年5月30日、異議申立人は、上記③に関する開示決定につき、一切

の文書が開示されていないことを理由として、異議申立てを行いました。

### 第3 異議申立ての趣旨

開示請求の対象は、「平成11年度・12年度に〇〇小学校教諭〇〇〇〇その他が、同小児童から聞き取り調査をした内容を示す一切の文書」ですが、開示決定された文書は一部であり、一切の文書は開示されていないので、一切の文書の開示を求めます。

### 第4 争点

- 1 開示請求の対象文書の範囲
- 2 開示請求時点での本件開示文書以外の対象文書の存在の有無

### 第5 争いのない事実関係

- 1 平成11年10月 4日 異議申立人（小〇）が不登校になる。
- 2 平成11年11月 異議申立人の保護者が教育委員会に訴え。
- 3 平成11年12月10日 異議申立人代理人が〇〇小学校長に事実に関する文書作成を依頼する手紙を送付
- 4 平成11年12月 〇〇小学校校長が教務主任及び学級担任に事実調査を指示
- 5 平成11年12月から平成12年1月 〇〇小学校で児童からの聞き取りを実施してメモ（以下「本件調査メモ」といいます。）を作成
- 6 平成12年1月17日 〇〇小学校校長から異議申立人及び保護者へのいじめに対するおわびの手紙
- 7 平成12年1月27日 〇〇小学校長から異議申立人の父親宛てに、異議申立人の担任が作成した文書の送付
- 8 平成12年2月 2日 〇〇小学校校長が異議申立人の父親宛てに、平成12年1月31日付け事実関係把握文（以下「事実関係把握文書」といいます。）を送付
- 9 平成12年6月15日 〇〇小学校校長が、異議申立人代理人弁護士へ回答文

## 書を送付

- 10 平成12年12月25日 異議申立人が埼玉弁護士会へ人権救済の申立
- 11 平成13年 3月 5日 教育委員会が埼玉弁護士会へ「人権救済の申立書にかかる答弁書」（以下「人権救済申立書にかかる答弁書」といいます。）を提出
- 12 平成13年 7月 8日 埼玉弁護士会から実施機関へいじめ是正の勧告
- 13 平成14年 9月 6日 異議申立人が個人情報開示請求（ア 指導要録、イ 事故報告書等、ウ 埼玉県弁護士会勧告に関する文書）
- 14 平成14年 9月17日 開示決定等延期通知
- 15 平成14年 9月27日 個人情報開示決定（ウ 開示391面交付）  
個人情報不開示決定（ア 不開示、イ 不存在）
- 16 平成15年 3月19日 異議申立人代理人が〇〇小学校で校長、教頭、教務主任と面談
- 17 平成15年 3月20日 異議申立人が個人情報開示請求（前記第2、1記載の①、②及び③）
- 18 平成15年 4月 3日 情報公開非公開決定（①、②不存在）  
個人情報開示決定（③開示）

## 第6 異議申立て人の主張要旨

平成15年7月10日付けの意見書、同年8月7日の口頭陳述、同年8月28日付けの補充意見書及び同年9月10日の口頭説明によれば、異議申立人の主張の要旨は次のとおりです。

### 1 総論

異議申立人及び同代理人は、平成11年度と平成12年度に関するすべての文書を開示請求しましたが、その一部しか開示されていません。〇〇小学校の児童から聞き取った際の本件調査メモについてだけを開示請求したのではなく、同校児童から聞き取った内容を示す関係文書一切を請求したのですが、開示された文書は一部であり、すべての開示がなされたわけではなりません。本件開示文書以外にも対象文書が存在するはずです。

## 2 争点1－開示請求の対象文書の範囲について

- (1) 本件の対象文書は、平成11年度・12年度に〇〇小学校教務主任〇〇〇〇（以下「教務主任」といいます。）その他が、同小児童から聞き取り調査した内容を示す一切の文書であり、平成15年3月19日（水）に異議申立人の母が谷塚小学校において教務主任と面談し、聞き取りが行われたことを確認した際、同教務主任の手許にあった調査記録のみを対象としたものではありません。異議申立書の「聞き取り調査をした内容を示す一切の文書」の解釈について、実施機関は、平成11年12月から平成12年1月までの間に教務主任らが取った本件調査メモであるとし、平成15年3月19日の面接時に存在した本件開示文書のみが対象であると決めつけています。しかし、異議申立人のいう一切の文書とは、平成11年度及び12年度に行われた児童に対する聞き取り調査等による作成された文書を中心とした文書です。異議申立人代理人は、ある児童から、平成12年度にまだ聞き取りしています、との証言を得ています。本件に関する文書のうち、開示されていない文書はもっとあってしかるべきであって、実施機関はすみやかに開示すべきです。
- (2) 実施機関は、本件開示文書は平成12年2月2日に、〇〇小学校校長が異議申立人の両親に事実関係把握文書を送るために調査した聞き取り本件調査メモの一部であり、その本件調査メモは本件開示文書を除き、平成12年1月末日ごろまでに廃棄処分されたと主張していますが、その後に実施機関が作成した平成13年3月5日付け人権救済申立書にかかる答弁書（草教発第〇〇〇〇号）に添付されている別表「イジメ事実」（12～32ページ）には、55項目のいじめの事実が記載されています。これに対し本件開示文書には8項目が記載されているに過ぎません。実施機関の主張によると、本件開示文書のみから同別表「イジメ事実」の55項目を記載したことになりますが、本件開示文書からこれほど詳細な文書を作成することは不可能であって、他に聞き取って書き残されたものがなくては、人権救済申立書にかかる答弁書は書けないはずで、例えば、事実関係把握文書は、平成11年4月以降のことについてしか記載されていませんが、人権救済申立書にかかる答弁書の「イジメ事実」には、平成9年4月から平成11年1月までの事実についても記載がなされており、

また記載の方法も児童が直接述べた言葉が記載されており、聞き取りをしたことを前提とする記載になっています。また、答弁書全体からも、他の文書に基づいて作成されたことは明らかです。この他、開示された本件開示文書には、不自然に空白が多く、他の記載があったのではないかと疑われます。

- (3) 異議申立人は、平成12年5月に弁護士を通じて、いじめの実態に対する質問書を送付しました。それに対して、〇〇小学校は、同年6月ころから当時〇・〇学年だった児童に聞き取り調査を再開しました。この点について、異議申立人代理人は、同小学校児童らから直接に聞き取りが行われたことを確認しています。また、同年6月15日付けで弁護士に対して〇〇小学校長からの回答文書（以下、「弁護士に対する回答書」といいます。）が送られてきましたが、その文書の内容は、事実関係把握文書に記載されている事実とは異なる事実が記載されています。例えば、回答1ページの【〇年生のこと】に記載されている(2)7月：ヨーヨーのお金をせびられたことについて、(3)7月：誕生日の招待をすっぽかされたことについて、(5)9月：虫取り網でいじめられたことについて、回答2ページ(10)11月：「お母さんを学校に連れてくるな」と言われたことについて、(12)2月：授業参観の時について等の部分は、事実関係把握文書には記載されていません。したがって、新たな聞き取り調査が行われたことは事実であり、その際に何らかの文書が作成されているはずです。

### 3 争点2－開示請求時点での本件開示文書以外の対象文書の存在の有無

異議申立人は、平成15年3月20日に本件条例に基づく開示請求を行いました。開示請求の前日である同年3月19日には、本件開示文書以外の対象文書が存在しているのを目にしています。

すなわち、異議申立人の母（本件代理人）は、平成13年3月19日に、〇〇小学校を訪問し、いじめの実態について、同小学校校長、同校教頭及び教務主任と面談し説明を求めましたが、その際、教務主任は分厚いファイルに綴じられた書面をめくりながら、異議申立人の母に対し説明を行いました。そのとき、教務主任が所持していたのは本件開示文書ではなく、ファイルに綴られていた厚い書類です。教務主任は、その書類をめくりながら、いじめの実態について回答をしました。そのため、異議申立人は、いじめの実態に関する調査文書がファイルに綴じられた状態で存在していると確信し、廃棄されたり、不存在であると主張されるのを恐れて、

その翌日である同年3月20日に直ちに個人情報開示請求をしたのです。この記憶は、同年3月19日に、異議申立人の母が録音した面談の様子を再確認した上での主張であり、事実に間違いありません。

そもそも、同年3月19日に教務主任が説明をした事実には、本件開示文書には記載されていない事実が含まれています。

したがって、同年3月19日の段階では、ファイルに綴られた調査文書が存在していたのであり、本件開示文書がそのすべてではありません。異議申立人代理人は、すべての資料が十分に存在していると確信しています。

#### 4 文書の存在を推認させるその他の事情

実施機関は、本件調査メモをすべて廃棄し、本件開示文書だけが偶然残っていたと主張しています。しかし、実施機関の主張は信用できません。異議申立人の保護者は、平成11年12月に異議申立人（当時〇年生）の学級担任が同級生に指導して作成させた異議申立人に対するいじめについての作文を、異議申立人の心証を考慮してすぐには受け取れないと受取りを保留しました。その後作文の受け取りをすることに決め、翌平成12年6月に、〇〇小学校校長に対し、当該作文の引渡しを求めました。ところが、最初に担任から引渡しをするまで猶予が欲しいといわれて引渡しの日を約束したにもかかわらず、その後に〇〇小学校校長から、作文を探したが存在しない旨の手紙が送られてきました。これは明らかに、作文を見せたくなくなったために作った口実です。このように実施機関は、本来保管して異議申立人に引渡すべき文書を、やみくもに廃棄したとっては開示を拒んでおり、信用できない機関です。この手紙も含めて、すべての文書は現に存在すると確信しているので、すみやかに開示すべきです。

また、実施機関は、平成11年11月から平成12年1月までの間に〇〇小学校教諭2人が児童から聞き取りを行った本件調査メモを、児童に関わる個人情報が多く含まれていることを理由として、異議申立人の保護者に平成12年2月2日に事実関係把握文書を送った時点で廃棄したと主張していますが、いじめが問題となっているのに、このように簡単に廃棄してよいはずはありません。児童から聞き取り調査をした証拠として保存してしかるべきです。

仮に廃棄したのであれば、廃棄したこと自体が常識のない行為です。平成12年1月には、〇〇小学校校長が、いじめを認める手紙を異議申立人と保護者宛てに送

っているのに、その後実施機関が表立って対応するようになって以来、〇〇小学校校長も、いじめはなかったと主張するようになりました。本件開示文書しか公開されないのは、いじめの事実が発覚することを防ぐためであるとはしか思われず、実施機関の主張はまったく信用できません。

## 第7 実施機関の主張の概要

平成15年6月25日付けの理由説明書、同年8月7日付けの口頭陳述、同年8月14日の補充理由説明書及び同年9月18日付けの審査に係る関係文書によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりです。

### 1 総論

本件開示文書は、開示請求時点で存在していた対象文書のすべてです。平成11年度・12年度において作成された対象文書のうち異議申立人に開示されていなかった文書は、平成11年12月から平成12年1月の間に、〇〇小学校教務主任及び学級担任が、関係児童・教諭から事実関係を聞き取り調査した際の本件調査メモのみですが、本件開示文書以外の本件調査メモは、平成12年1月末頃までに廃棄してしまったため、本件開示文書以外の文書は不存在です。

### 2 争点1について一開示請求の対象文書の範囲

- (1) 平成11年度・12年度において作成された対象文書のうち異議申立人に開示されていなかった文書は、平成12月から平成12年1月の間に、〇〇小学校教務主任及び学級担任が、関係児童・教諭から事実関係を聞き取り調査した際の本件調査メモのみです。それ以外の対象文書については、請求に応じてすでに全て開示しています。
- (2) 平成13年3月5日付けの人権救済申立書にかかる答弁書は、平成11年12月から平成12年1月までの間に〇〇小学校で事実を確認し、事実関係把握文書を作成しましたので、当該文書などをもとに答弁書を作成しました。平成12年度に聞き取りを行いました。補足的なものであって本件調査メモ以外の文書は作成していません。

これに関する文書については、異議申立人の保護者から平成14年9月6日付けで個人情報開示請求があったことから、平成14年9月27日付けで開示決定通知に基づき、すべて開示しています。

(3) 平成12年6月15日付けの弁護士に対する回答文書を作成するために、〇〇小学校児童に対する聞き取りをしたかどうかはわかりません。教務主任または学級担任が、児童に確認程度の質問をしたことはあるかもしれませんが、文書が作成されたとの事実は確認されていません。

### 3 争点2－開示請求時点での本件開示文書以外の対象文書の存在の有無

#### (1) 本件開示文書の作成経緯と発見経緯

ア 異議申立人の保護者から〇〇小学校長に、異議申立人に関するいじめの事実について確認があったことから、平成11年12月10日に〇〇小学校校長は教務主任及び学級担任に対し、事実の確認を聞き取りするよう口頭で指示をしました。平成11年12月から平成12年1月までの間、教務主任及び学級担任は、関係児童及び教諭らから事実関係について聞き取りを行い、この内容の本件調査メモを作成しました。本件開示文書は、この聞き取りの際に作成された文書の一部です。聞き取り調査を終えた平成12年1月20日頃、教務主任と学級担任は、書き取った本件調査メモを校長への口頭による報告を補足するために、必要なものを1部複写し報告の際校長へ提出しました。原本は教務主任、学級担任がそれぞれ保管しました。

教務主任が聞き取りを行った児童はおよそ30人に及ぶため、校長への報告後（平成12年1月20日頃から1月末日までの間）、校長と教務主任の間で数回に渡って部分的な再確認がなされました。その際、確認内容に応じて、教務主任は本件調査メモの一部を抜き出して使用したことがありました。本件開示文書は、現在も教務主任に明確な記憶はありませんが、教務主任が校長に最報告した折、報告に使用した本件調査メモの一部を元あった封筒にしまおうとした際、緊急を要する対応が入ったため、他人の目に触れないよう取り急ぎ手元にあった別のファイルを入れ込み、対応を終えた後、本件調査メモの一部を改めて収置する際に、本件開示文書を別ファイルに残してしまい、そのことに気付かなかったことによると思われる。

#### イ 本件開示文書以外の対象文書の廃棄

平成12年1月27日及び2月2日の2回にわたり、校長は同教諭2人からの口頭報告を受け、また本件調査メモ書きを基にして事実に関する文書を作成し、異議申立人の保護者に事実関係把握文書として送付しました。



事実確認の終了後、教務主任ほか聞き取り調査をした際の本件調査メモについては、上記事実に関する文書を作成するためのものであることと、児童に関する個人情報（本件条例18条第1号 第3者情報該当）が含まれることから、平成12年2月3日（木）頃に校長は教務主任ほかから提出された本件調査メモについてシュレッダーを使い廃棄しました。また、教務主任と学級担任2人は、校長の指示により2月4日（金）・5日（土）頃に保管していた本件調査メモについてもシュレッダーを使い廃棄しました。

#### ウ 本件開示文書の発見状況

平成15年3月19日に、異議申立人の母親が〇〇小学校に来て、いじめの実態についての質問をしたので、教務主任が関連する資料を探しに職員室の本棚を探したところ、個人情報とはまったく関係のないファイルの間に、はさまった状態で発見されました。本件開示文書の一部はホッチキス留めで、また一部は折り重ねた状態で書類の間にはさまった状態で残っていました。

#### エ 本件開示文書の原本廃棄

実施機関は、異議申立人による開示請求後、本件開示文書の原本について存在を確認し、〇〇小学校校長から受領してその写しを作成し、写しによる開示を行いました。その後原本は〇〇小学校に返却し、〇〇小学校が原本の保管を不要と判断して廃棄しました。

### (2) 異議申立人の主張に対する反論

異議申立人は、人権救済申立書にかかる答弁書と平成15年4月3日付けで開示した文書の内容や分量を比較し、開示文書の量が少ないことを指摘していますが、これは当時の教務主任及び学級担任が聞き取りした本件調査メモの大半が前述のように不存在であり、現存する本件調査メモはその一部であるので、開示文書が答弁書と比較して少量となっています。

平成11年12月に学級担任が指導して児童に書かせた作文については、異議申立人の保護者が受け取りを拒否したので、平成12年3月で保存年限が満了したと考え、シュレッダーにより廃棄しました。廃棄の理由は、異議申立人の保護者が強い調子で受け取りを拒否したこと及び書いた児童に返却すれば児童に対して心の動揺が激しいと判断したことによるものです。

## 第8 審査会の判断

### 1 審査に当たりの基本的考え方

本件条例は、「自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適切な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運用に資することを目的とする。」（第1条）とうたい、あわせて「何人も、実施機関に対し、自己に関する実施機関の個人情報の開示を請求することができる。」（第16条）としています。このことは、今日の高度情報通信社会において、自己に関する情報をコントロールする権利の重要性にかんがみ、本件条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものといえます。したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己の個人情報の開示請求に対し、不開示の扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。

当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

### 2 争点1 開示請求の対象文書の範囲

本件条例第2条第8号の定義によれば、公文書とは、「ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」、「イ 実施機関の施設において、個人情報取扱事務受託者の役員又は職員が当該受託事務の処理上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該個人情報取扱事務受託者の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該個人情報取扱事務受託者が保有しているもの」であって、いわゆる組織共用文書です。

本件の異議申立てに係る対象文書は、「③ 平成11年度・12年度に〇〇小学校教諭〇〇〇〇その他が、同小児童から聞き取り調査した内容を示す一切の文書（平成15年3月19日（水）に異議申立人の母が〇〇小学校において教務主任と面談し、聞き取りが行なわれたことを確認した際、同教諭の手許にあった調査記録）」ですから、平成11年4月から平成13年3月末日までの間、〇〇小学校の

教諭その他が職務上作成し、又は取得した文書は、組織共用文書として開示請求の対象になります。

異議申立人の補足意見によると、上記かつこ内はあくまでも例示であるとのことであり、開示請求の対象は本件調査メモに限らず、すべての組織共用文書が開示請求の対象になっているといえます。

したがって、上記「平成15年3月19日（水）に異議申立人の母が〇〇小学校において教務主任と面談し、聞き取りが行なわれたことを確認した際、同教諭の手許にあった調査記録」が対象文書となるのはもちろんのこと、異議申立人が主張しているとおり、人権救済申立書にかかる答弁書の作成にあたって、別に作成された本件に関する組織共用文書が存在している場合、または、平成12年6月15日付けの弁護士に対する回答文書の作成にあたって、別に作成された本件に関する組織共用文書が存在している場合には、これらの文書も開示の対象文書となります。

さらにいえば、異議申立人が意見陳述において開示請求の対象とはしないと述べているものの、平成11年12月に異議申立人の学級担任が同級生に指導した作文も組織共用文書であり、本来は開示請求の対象文書となるべきものです。

### 3 対象文書の存否

以上のとおり、異議申立人が存在すると主張している文書は、仮に存在すればすべて組織共用文書として開示の対象となるため、まず、これらの文書の存否について判断します。

#### (1) 平成11年11月から平成12年1月までに作成された本件調査メモについて

本件においては少なくとも、平成15年3月19日（水）に異議申立人の母が〇〇小学校において教務主任と面談し、聞き取りが行われたことを確認した際、同教諭の手許にあった調査記録が作成され、1部コピーされたことは実施機関も認めているので、対象文書が作成されたと判断できます。ただし、実施機関は、平成12年2月に本件調査メモの原本とコピーを廃棄したと主張していますので、この点は、後記4において判断します。

#### (2) 人権救済申立書にかかる答弁書の作成に際し作成された文書について

人権救済申立てにかかる答弁書の作成に際し、本件開示請求の対象文書が作成されたことは確認できません。

異議申立人は、人権救済申立書にかかる答弁書に記載されている事実が、前記の本件調査メモをもとに作成された事実関係把握文書では記載することができない事実が含まれているから、新たな聞き取りが行なわれ、その際に何らかの調査メモが作成されたはずだと主張しています。

なるほど、事実関係把握文書は、平成11年4月からの事実が報告されているのに対して、人権救済申立書にかかる答弁書の別表「イジメ事実」は、平成9年4月からの事実が記載されており、少なくとも平成9年4月から平成10年11月1月までの事実認否に関しては、事実関係把握文書と本件開示文書をもとにしたものということはありません。また、例えば、別表「イジメ事実」の平成9年7月の部分に記載されている「T君は、『ヨーヨーを買うなら、お金を持ってこいよ。』という意味だったとあっており」との記載、また平成10年2月の部分に記載されている「Sさんは、詳しくは記憶していないが、席が隣だったので、クシャミをしたときに、『手で押さえなよ。とか、きたないな。』などと言って、席を離れたことがありました。また、『～さんが好きなんでしょう。』と言ったこともあったとあっておりますが」との記載などからすると、人権救済申立書にかかる答弁書を作成するために平成11年11月から平成12年1月までに行われた聞き取りとは別に、児童に対する新たな聞き取り調査が行われたことは明らかであるといえます。

また、その際に聞き取りをした教諭が本件調査メモを取った可能性がないとはいえません。

しかし、この聞き取りによって何らかの文書が作成された可能性は否定できないとしても、それがいついかなる状況で作成されたものか、また、作成された文書がどのように保管され管理されていたかについては、具体的な陳述はなく、また何らの資料も提出されていません。したがって、以上のような漠然とした蓋然性のみでは、対象文書が作成されたと判断することはできません。

### (3) 弁護士に対する回答書の作成に際し作成された文書について

弁護士に対する回答書の作成に際し、本件開示請求の対象文書が作成されたことは確認できません。

たしかに、弁護士に対する回答書には、事実関係把握文書及び人権救済申立てにかかる答弁書に記載されていない事実の記載があります。例えば、弁護士

に対する回答書の(3)7月：誕生日をすっぽかされたこと、(10)11月：「お母さんを学校に連れてくるな」と言われたことについては、T君からの新たな聞き取りが行われたことがうかがえます。

しかし、これらの確認はごく単純な事実について行われており、必ずしも聞き取りに調査メモの作成が必要であるとは思われません。また、仮に何らかの文書が作成されたとしても、それがいついかなる状況で作成されたものか、また、作成された文書がどのように保管され管理されていたかについては、具体的な陳述はなく、また何らの資料も提出されていません。したがって、以上のような事情からは、対象文書が作成されたと判断することはできません。

#### (4) 結論

以上からすると、本件において開示請求の対象文書となるのは、実施機関が平成11年12月から平成12年1月までの調査において作成した本件調査メモと判断します。

### 4 争点2 開示請求時点での本件開示文書以外の対象文書の存在の有無

本件開示請求がなされた平成15年3月19日において、本件調査メモが存在していたかについて判断します。

#### (1) 確定している事実

まず、以下の事実については判断するまでもなく確定した事実といえます。

ア 平成11年11月から平成12年1月までの間に、谷塚小学校校長の指示により、異議申立人に対する児童のいじめの状況についての調査が行われ、教務主任及び学級担任が本件調査メモを作成しました。

イ 平成12年2月2日に、上記調査結果をまとめた、同年1月31日付けの〇〇小学校校長名での手紙が異議申立人保護者に送られました。

ウ 平成15年3月19日の午後、異議申立人の母は、いじめに関する事実確認のために、〇〇小学校を訪れました。

そして、異議申立人の母は、同小学校の校長室に案内され、同小学校校長、教頭及び教務主任が本件面談に同席しました。

教務主任は異議申立人の質問に対し、資料を取りに数回校長室を退席し、資料を持って校長室に戻り、その資料を見ながら、異議申立人の母に対して回答しました。

本件面談の状況について、争いのない事実は以上のとおりです。

なお、面談の様子については、異議申立人の母が録音していたことから、当審査会は当該録音の聞き取りを行い、それを書き起こし文書にし、確認しました。

(2) 平成15年3月19日における本件調査メモの存否について

本件面談の際、教務主任が参照した資料が、ファイルに綴じたものであったのか、あるいは本件開示文書のみであったかについては、双方の主張に違いがありますが、当審査会は、平成15年3月19日に、異議申立人が主張するようにファイルに綴じた本件調査メモが存在し、本件開示文書はその一部にすぎないと判断します。

理由は以下のとおりです。

ア 本件面談の録音

本件面談の際、異議申立人の母が録音した会話には次のような部分があります。

保護者—いろいろ調査をあげたの、〇〇先生じゃないですか。

教務主任—もう一度、それを見直してきたいんですが。

保護者—その確認です。はい。

そして、この会話のあと、教務主任は、校長室を出て約15分後に校長室に戻り、その後、録音には資料をめくっていると思われる音とともに、教務主任が聞き取りの具体的内容について回答をしている様子が録音されています。

これによると、教務主任が、調査の内容について尋ねられ、資料を取りに校長室を出たと認められます。そうであれば、教務主任は校長室を出る段階で、すでに探すべき何らかの資料の存在を想定していたとしか考えられません。仮に実施機関が主張するとおり、本件面談時点においては谷塚小学校校長の指示により本件調査メモが廃棄されていたとすれば、教務主任としては本件調査メモを廃棄して資料がないと伝えれば済むのであって、廃棄した資料を探すことは通常ありえません。もし廃棄した以外の資料を探すつもりであったならば、本件調査メモ以外に対象文書が存在していたこととなります。

イ 異議申立人の開示請求の時期

異議申立人が開示請求をしたのは、本件面談の翌日である平成15年3月

20日でした。異議申立人が本件面談の翌日に開示請求をした理由について、異議申立人は、本件面談において教務主任は分厚いファイルに綴じられた書面をめくりながら、意思申立人の母に対し説明を行ったのであり、教務主任は、その書類をめくりながら、いじめの実態について回答をしたので、異議申立人は、いじめの実態に関する調査文書がファイルに綴じられた状態で存在していると確信して、廃棄されたり、不存在であると主張されるのを恐れて、その翌日である同年3月20日に直ちに個人情報公開請求をしたと主張しています。

また、異議申立人は、本件面談日において録音したテープを聞き直し、本件面談の状況についての正確な記憶を喚起しており、異議申立人の主張は合理的信用性があると判断できます。

#### ウ 実施機関の主張の不合理性

以上に対し、実施機関は、本件開示文書のみが存在していた理由として、前記第7の3に記載されているとおり主張しました。

しかし、実施機関によると、他の調査本件調査メモは破棄してしまったのに、異議申立人の母の質問に応じた記載のある部分の本件開示文書が、偶然まったく関係のない他のファイルにはさんであり、それを偶然見つけたこととなります。当審査会は、実施機関に本件開示文書が挟み込まれていたファイルを提出してもらい精査しましたが、当該ファイルはいじめの調査とは何ら関係のない書類が綴ってあるファイルでした。とすると、教務主任は、いじめの調査とまったく関係のないファイルをわざわざ開いていじめ調査の資料を探していたこととなりますが、これは明らかに不自然です。また、録音における教務主任の「もう一度、それを見直してきたいのですが。」という発言とは明らかに矛盾する説明です。さらに、実施機関の主張によると、教務主任は、廃棄の指示が出ていた本件調査メモが残存していたという指示違反があったこととなりますが、それにもかかわらず、その本件調査メモを持って、校長室に戻り、それを見ながら調査に関する説明をしたというのですが、これも不自然です。

他方、実施機関は、平成12年2月3日には〇〇小学校校長が、同月4・5日には教務主任と学級担任がそれぞれ本件調査メモないしその写しをシュ

レッダーで廃棄したと主張していますが、廃棄の指示または廃棄したことについては何らの資料も存在していません。前記の本件面談における教務主任の対応からすると、本件調査メモを実施機関主張の時期に廃棄したという事実はにわかに疎信しがたいものがあります。

#### エ 小括

以上の事実に照らすと、平成15年3月19日の本件面談においては、本件調査メモは廃棄されていなかったと判断せざるをえません。

#### (3) 平成15年3月20日以降の本件調査メモの存否について

以上のとおり、当審査会は、平成15年3月19日面談時には本件調査メモが存在していた可能性は否定できないと判断しています。しかし、現時点において、本件調査メモの存在については確認されていません。

したがって、本件調査メモの存在していた可能性は否定できないとしても、当審査会において本件調査メモの存在を確認できない以上、開示の答申をすることはできません。

## 第9 勧告

1 当審査会は、文書の存在を確認できないため実施機関に開示の答申をすることはできませんが、本件の審査を通じ、実施機関の個人情報に関する公文書の取扱いが不適切と判断するに至りました。そこで、市長が、各実施機関に対して個人情報保護の重要性と適正な公文書の取り扱いに関する研修を、すみやかに実施するよう勧告します。

2 理由は以下のとおりです。

(1) すなわち、本件条例における公文書は、草加市教育委員会文書管理規則の公文書とは異なり、組織共用文書が対象になります。したがって、実施機関が作成又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書も含まれます。本件条例において、公文書の概念がこのように広げられた趣旨は、本件条例第1条に明記されているとおり、「自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図る」という点であり、個人が自己に関する情報をコントロールする権利を確保できるよう保障することにあります。しかるに、実施機関には、この点につい



での認識と洞察が著しく欠落しています。

(2) 具体的には下記のとおりです。

ア 実施機関は、平成12年2月2日に異議申立人の保護者に事実関係把握文書を渡したため、本件調査メモは不要と判断し、また、個人情報に関するものであったため廃棄したと主張しています。

当審査会は、実施機関が本件調査メモを廃棄したとは認定するものではありませんが、もし廃棄されたとするならば、実施機関は本件調査メモを廃棄すべきではなかったと考えます。

本件調査メモの作成は、異議申立人からの要請によっていじめの事実の実態を確認するために行われたものであり、そこに記載されていた内容は異議申立人の個人情報であることは明らかです。そして、異議申立人は平成9年頃からいじめがあったと主張しており、本件調査メモに基づいて作成された事実関係把握文書がむしろいじめの事実を否定する内容であったことからすれば、異議申立人が直ちに調査結果を受け容れる可能性は少なく、その後何らかの質問やさらなる確認が求められるかもしれない状況であったことは容易に判断できます。そうである以上、当該調査結果を記載した書面については、異議申立人のいじめの事実に関する紛争が解決するまでは、異議申立人に自己情報コントロール権が保障されるべきです。

したがって、実施機関は、当該調査結果について、異議申立人の納得を得られるまでは、本件調査メモを保管しておくべきであったと考えます。

イ 実施機関は、平成12年3月に保存期間が満了したことを理由として、児童の作文を廃棄したと主張しています。

しかし、本件児童の作文も、学級担任が職務上取得した文書ですから、組織共用文書に該当します。

そもそも異議申立人が見ることを想定して作成された作文であり、本件のような事情の下で、異議申立人の保護者が一回受領を保留したからといって、その後何らの連絡をすることなく当該作文を廃棄することは、異議申立人の自己情報コントロール権の保護に著しく反する行為です。

ウ 実施機関は、平成15年4月に本件開示文書の原本を廃棄したと主張しています。

しかし、本件開示文書が開示請求の対象文書である以上、開示請求の手続きが終了するまで原本を保管することは常識的に考えても当然のことであって、単純な認識不足では済まされない問題です。むしろ、故意に原本を破棄したと疑われてもやむを得ないところがあります。

- (3) 以上のような実施機関の個人情報保護に対する希薄な意識が、実施機関に対する異議申立人の不信の原因となっていることは否めない事実であり、また、異議申立人がそのような不信感を有するのをもっともな面があります。

そこで、当審査会は、各実施機関が今後同様の過誤を繰り返すことのないよう、個人情報保護の重要性と適正な公文書の取り扱いに関する研修を行うことを勧告します。

## 第10 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成15年 6月11日 草加市教育委員会から諮問を受けました。
- 6月13日 諮問実施機関へ理由説明書の提出を求めました。
- 6月25日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 6月26日 異議申立人に対し、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。
- 7月10日 異議申立人から意見書及び意見陳述申出書等の提出がありました。
- 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 7月29日 審査
- 8月 7日 審査、実施機関及び異議申立人からの口頭説明の聴取。
- 8月 8日 諮問実施機関に補充理由説明書の提出を求めました。
- 異議申立人に補充意見書の提出を求めました。
- 8月14日 諮問実施機関から補充理由説明書が提出されました。
- 異議申立人に対して、補充理由書の写しを送付するとともに、補充理由書に対する補充意見書の提出を求めました。
- 8月21日 審査

- 8月28日 審査、諮問実施機関からの口頭説明の聴取。  
異議申立人から補充意見書が提出されました。  
諮問実施機関に補充意見書を送付しました。
- 9月10日 審査、異議申立人からの口頭説明の聴取。  
諮問実施機関へ審査に係る関係文書の提出を求めました。
- 9月18日 諮問実施機関から審査に係る関係文書の提出がありました。
- 9月24日 異議申立人から録音テープの任意提出がありました。
- 9月25日 審査、任意提出録音テープの聴取。
- 10月16日 審査
- 10月30日 審査

平成15年11月7日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 後 藤 仁

委員 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子